

## 社会福祉法人清昭会 評議員報酬及び旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清昭会の評議員の報酬及び旅費について定めるものとする。

(評議員会の報酬基準)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、次の基準により報酬を支払うことができる。

	報酬の基準（日額）
評議員会出席	10,000円

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、会議等の都度に支給する。

(旅費及び費用弁償)

第4条 評議員が、評議員会に出席したとき及び法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人清昭会 出張旅費及び費用弁償支給規程により旅費又は費用弁償を支給することができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成30年6月21日から施行する。